

## 令和8(2026)年度入学手続案内別紙

入学料免除・徴収猶予・その他入学後の経済支援(奨学金等)について

(本紙は学資負担者の方にもご確認いただくようにしてください)

入学手続きをおこなう前に必ずご確認ください。(入学料の納入は本用紙確認後におこなってください)

本紙は、大学ウェブサイト上でも掲示しています(各種変更・追加情報等、随時更新)。

一橋大学HP &gt; 在学生の方へ &gt; 経済支援 &gt; 高等教育の修学支援新制度

<https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/tuitonsupport.html>本紙では、主に入学前・入学直後に手続きが必要なものについてご案内します。本学で行っている各種経済支援制度についての詳細は、大学ウェブサイトの各ページでご確認ください。本紙の内容 ※特に★印に該当する方は、入学手続き前に必ず確認してください。

参照項目	該当項目	留学生	入学手続時の入学料
1-1★	「高等教育の修学支援新制度」(※1)に <u>予約採用済み</u> の方	対象外	納入しない(※2)
1-2★	「高等教育の修学支援新制度」(※1)に <u>入学後に申込む予定</u> の方 <u>多子世帯支援(入学料・授業料免除)</u> を受ける場合も「 <u>高等教育の修学支援新制度</u> への申込が必要です。」	対象外	納入しない(※2)
2-1★	大学が実施する入学料免除の申請を行う方(要件有)	対象外	納入しない(※2)
2-2★	大学が実施する入学料徴収猶予(延納)の申請を行う方(要件有)	○	納入しない(※2)
3-1	日本学生支援機構 貸与奨学金に予約採用済みの方	対象外	★印に該当しなければ納入必要
3-2	日本学生支援機構 貸与奨学金に入学後に申込む予定の方	対象外	
4	学内奨学金・民間団体等の奨学金を探している方	○	
5	大学が実施する授業料免除・徴収猶予(延納)を申請する方(要件有)	○	

※1 「高等教育の修学支援新制度」は日本学生支援機構給付奨学金と入学料・授業料免除がセットになった経済支援制度で、採用者は入学料が(一部)免除されます。

※2 代わりに本紙で案内する手続きが必要です。本紙で案内する手続きを行うことなく、入学料を納入しなかった場合は、入学辞退者として扱われますのでご注意ください。また、全額免除者以外は後日差額の納入が必要です。

**一度納入いただいた入学料は理由に関わらず返還できません。免除を希望する場合は入学料を納入せず、本紙の手続きをおこなってください。****1. 「高等教育の修学支援新制度」による入学料・授業料免除について**

「高等教育の修学支援新制度」は、給付型奨学金と入学料・授業料減免が一体となった国の制度です。奨学金の給付は日本学生支援機構が、入学料・授業料減免は大学が行います。「高等教育の修学支援新制度」による入学料・授業料減免は日本学生支援機構給付奨学金に採用された方、および多子世帯(扶養される子等が3人以上の世帯)に該当する方が対象です。

**1-1. 「高等教育の修学支援新制度」に高等学校等で予約採用済みの方**

※日本学生支援機構より「令和8年度大学等奨学生採用候補者決定通知」(緑色の文字で印字)が交付され、「給付奨学金」の欄が「候補者決定」になっている方が該当します。

※在学採用に申請予定の方(予約採用不採用の方を含みます)は1-2をご確認ください。

① 入学手続き時、入学料は納入しないでください。

② 入学手続書類の提出時、必要書類「振込確認書」に代えて、  
次の書類2点を同封してください(他の書類と混ざらないよう、

イ) 入学確認書を一番上にしてクリップ等でまとめてください)。

令和8年度大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】

登録番号	99999901-100-00999	令和8年度大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】
学年等	3年	10組
出席番号	A000001	交付書類コード
学校用見本	様	※コードにより交付される書類が封筒の裏面にてご確認ください。
氏名	(カタカナ表記)	

\* 99999901 #5999999 独立行政法人日本学生

申込内容及び選考結果	給付奨学金	貸与奨学金	入学料
申込内容	希望する	併用	希望する
選考結果	候補者決定	アーチのうち、「 <u>候補者決定</u> 」と記載のものを一つだ 候補区分(多子世帯) 第Ⅰ種就学の子の支給	イ: 第一級奨学生 ウ: 不採用 候補者決定

イ) 入学確認書（所定様式）

ロ) (A様式1) 大学等における修学の支援に関する法律による入学料及び授業料減免の対象者の認定に関する申請書（所定様式）

【様式ダウンロードはこちら】一橋大学HP>在学生の方へ>経済支援>高等教育の修学支援新制度  
<https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/tuitonsupport.html>



③ 入学直後の4月3日（金）までに、以下2つの手続きを完了してください。

イ) 学生支援課に「令和8年度大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】」および「2026年度入学者用 進学届入力下書き用紙」を提出してください

（西キャンパス本館1階窓口に提出、下書き用紙の様式はウェブサイトに掲載します）。

ロ) イ) の提出時に、識別番号（ユーザID）・パスワードを交付します。

インターネット（スカラネット）上で「進学届」を提出してください。

**進学届提出時に誤った申告をすると入学料・授業料免除が受けられなくなります。** 下書き用紙の記入は正確に行い、インターネット上での提出内容と揃える必要があります。

④ ③までの手続きをそれぞれ期日までに完了した場合、給付奨学金は4月から振込が開始され、入学料および春夏学期授業料は支援区分に応じて免除を受けられます。第Ⅱ・第Ⅲ区分（多子非該当）の方は差額の納入が必要ですが、詳細は7月下旬までに大学から学生本人へ案内いたしますので、それまで納入は不要です。また、秋冬学期授業料の免除については、8月以降に案内します。

## 1-2. 「高等教育の修学支援新制度」に入学後に申込む予定の方 **多子世帯支援（入学料・授業料免除）を受ける場合も「高等教育の修学支援新制度」への申込が必要です。**

※2024年1月以降に家計が急変し、それによって当制度の家計基準（所得・資産）を満たす方も、入学後に申込が可能な場合があります。家計急変の要件については日本学生支援機構ウェブサイト等でご確認ください。

① **入学手続き時、入学料は納入しないでください。**

② 入学手続書類の提出時、必要書類「振込確認書」に代えて、以下書類2点を同封してください。

（他の書類と混ざらないよう、イ) 入学確認書を一番上にしてクリップ等でまとめてください）。

イ) 入学確認書（所定様式）

ロ) (A様式1) 大学等における修学の支援に関する法律による入学料及び授業料減免の対象者の認定に関する申請書（所定様式）

【様式ダウンロードはこちら】一橋大学HP>在学生の方へ>経済支援>高等教育の修学支援新制度  
<https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/tuitonsupport.html>



③ 4月初旬までに、大学ウェブサイト（上記ページ）へ申込手続きの案内を掲載します。申込時に提出が必要な書類等は、入学後に使用可能となるポートフォリオシステム「manaba」からの提出となります（手続きの過程で窓口にて交付する書類がありますが、詳細はウェブサイトに掲載する申込要領を確認してください）。期日（入学後にウェブサイトで案内します）までに申込を済ませてください。

**この手続きが行わなければ入学料・授業料の免除は受けられず、入学料・春夏学期授業料の即時納入が必要になります。期日を超過する事がないよう、入学後の各種案内は漏らさず確認してください。**

## 2. 大学が実施する入学料免除・徴収猶予について

### 2-1. 入学料免除

#### 【対象者】

- ① 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより入学料の納入が著しく困難な者。
- ② 上記①に準ずる場合であって、相当と認める事由がある者。

#### 【申請方法】

「高等教育の修学支援新制度」の予約採用者・申込予定者も含め、上記に該当すると思われる方は、入学手続き前に、可能な限り速やかに学生支援課奨学事業係までメールでお問い合わせください。

### 2-2. 入学料徴収猶予（延納）

入学料徴収猶予を許可された者は、9月上旬まで入学料納入が猶予されます（入学料免除との併願は不可）。

#### 【対象者】 ※2-1. 入学料免除の要件のほか、以下に該当する場合にも申請可能

- ① 経済的理由により納入期限までに入学料の納入が困難であり、かつ、学業優秀な者
- ② その他やむを得ない事情があると認められた者

#### 【申請方法】

- ① 入学手続き時、入学料は納入しないでください。

- ② 「[学部用]2026年度入学料免除（徴収猶予）申請要領」を参照の上、入学手続書類の提出時、必要書類「振込確認書」に代えて、申請書類一式を同封してください（他の書類と混ざらないように、クリップ等でまとめてください）。

【書類ダウンロードはこちら】一橋大学HP > 一橋大学で学びたい方へ > 学生生活 > 入学金・授業料 > 入学料免除・徴収猶予 から「[学部用]2025年度入学料免除（徴収猶予）申請要領」を参照  
<https://www.hit-u.ac.jp/shien/fee/enrollment-fees-exemption.html>



## 3. 日本学生支援機構 貸与奨学金について

日本学生支援機構貸与奨学金は国が実施する奨学金事業で、第一種（無利子）と第二種（有利子）があります。

### 3-1. 日本学生支援機構 貸与奨学金に高校等で予約採用済みの方

※ 日本学生支援機構より「令和8年度大学等奨学生採用候補者決定通知」（緑色の文字で印字）が交付され、「貸与奨学金」のいずれかの欄が「候補者決定」になっている方が該当します。「給付奨学金」も併せて「候補者決定」となっている方は、1-1を参照してください。

- ① 入学直後の4月3日（金）までに、以下2つの手続きを完了してください。
  - イ) 学生支援課に「令和8年度大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】」および「2026年度入学者用 進学届入力下書き用紙」を提出してください  
 （西キャンパス本館1階窓口に提出、下書き用紙の様式はウェブサイトに掲載します）。
- ② イ) の提出時に、識別番号（ユーザID）・パスワードを交付します。  
 インターネット（スカラネット）上で「進学届」を提出してください。  
 期日までに完了した場合、奨学金は4月から振込開始されます。

### 3-2. 日本学生支援機構 貸与奨学金に入学後に申込む予定の方

4月初旬までに、大学ウェブサイト（上記ページ）へ申込手続きの案内を掲載します。申込時に提出が必要な書類等は、入学後に使用可能となるポートフォリオシステム「manaba」からの提出となります（手続きの過程で窓口にて交付する書類がありますが、詳細はウェブサイトに掲載する申込要領を確認してください）。期日（入学後にウェブサイトで案内します）までに申込を済ませてください。



### 4. 学内奨学金・民間団体等の奨学金について

学内奨学金および民間奨学団体等による奨学金（給付型・貸与型）は、年間約200人が受給しています。希望者は学内・民間奨学団体の奨学金ページ（本学ウェブサイト）で募集中の奨学金一覧（随時更新）を確認し、それぞれの期日までに手続きを行ってください。

なお、応募の前に、QRリンク先にある「奨学金申請要項（PDFファイル）を必ずご一読ください。



※ 外国人留学生対象の奨学金は取り扱いが異なります。私費外国人留学生の方向けの本学ウェブサイトにて随時情報をご確認ください。



### 5. 大学が実施する授業料免除・徴収猶予について

#### 授業料免除

対象者は、2-1. 入学科免除と同一です。該当すると思われる方は、4月3日（金）までに学生支援課奨学事業係までメールにてお問い合わせください。

#### 授業料徴収猶予（延納・分納）

授業料徴収猶予（延納・分納）の申請は半期（6ヶ月）ごとになります。延納を許可された方は、9月中旬（予定）まで授業料の納入が猶予され、分納を許可された方は、半期分の授業料が月割分納になります。

##### 【対象者】

- ① 経済的理由により納入期限までに授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀な者。
- ② その他やむを得ない事情があると認められた者。



【申請方法】授業料徴収猶予ページ（本学ウェブサイト）を参照してください。

**4月に大学から交付されるメールアドレス（大学Gmail）に届くメールは必ず確認してください。提出された書類の不備等も含め、重要な連絡を行うことがあります。メールを見落としたことによって不利益が生じることもあります。**

【問合せ先】一橋大学学生支援課奨学事業係（国立西キャンパス本館1階）※平日8:30～17:15（入構制限実施日はキャンパス内に立ち入れません）

〒186-8601 東京都国立市中2-1 e-mail : scholarship@ad.hit-u.ac.jp